

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税は受益と負担の公平性の確保の観点から、その応能割合及び応益割合の比率は、50対50が望ましいとされています。当町では、応能割合が応益割合を上回り、この乖離が大きくなると低所得者への負担が軽減される一方で、中間所得者への税負担が過重になるという側面を持ち合わせています。この負担割合については、受益と負担の公平性を踏まえ、今後の医療費の動向や国保を取り巻く施策などを勘案し決定していきたいと考えています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもに対する均等割負担の軽減については、子どものいらっしゃる方との税負担の均衡が保たれないことや、不足分を一般会計から繰り入れなければならないことによる国民健康保険被保険者以外の方々の税負担の増加が考えられます。これらから、子どもの国民健康保険税均等割の免除については難しいものと考えています。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

新国保制度の開始に伴い、埼玉県が責任主体となって国保財政を運営することとなりました。埼玉県国民健康保険運営方針では、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」は解消・削減すべき赤字と定義されており、できる限り赤字を解消するものとされています。このことから、一般会計からの繰入額を増額することは難しいものと考えておりますが、被保険者の税負担に配慮しながら、今後の国の動向など踏まえ財政の健全化に努めてまいります。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

条例に基づき所得要件による減免措置を実施しているところですが、町の厳しい財政状況を考えるとこれらの制度を拡充していくのは難しいものと考えます。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

条例に基づき災害時の減免措置を実施しているところですが、町の厳しい財政状況を考えるとこれらの制度を拡充していくのは難しいものと考えます。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

国民健康保険法第 44 条により、保険者は特別な理由のある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の免除、減額をすることができるとなっており、町においても松伏町国民健康保険に関する規則第 11 条に一部負担金の免除、減額について規定し運用しています。

一部負担金については、重複、頻回受診の防止や保険給付を受けない被保険者との均衡を保つために必要なものと考えており、一部負担金を減免する条例については、減免基準を拡充する予定はありません。

なお、町においては、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免申請は、被保険者個々の事由に応じた申請、審査となることから国保担当窓口での申請のみとさせていただいております。なお、申請の際には、記入方法を丁寧に説明してまいります。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

生活困窮者に対しては、納税協議において個々の状況を把握し、実情に合わせた納付
要望書 2

計画を作成するとともに、徴収の猶予の要件に該当する場合には法令に基づく徴収の猶予制度を適用しています。

また、生活保護受給開始となった場合には、速やかに滞納処分の執行停止をしています。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

税負担の公平性を前提に、差押えは法令に基づく生活費に相当する差押禁止額を控除して執行しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあつてはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

被保険者証は、国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則に基づき発行しているものです。

滞納状況に応じ、短期被保険者証や資格証明書を交付する場合は手交しておりますが、保険税の納付促進及び被保険者間の税負担の公平を図るためやむを得ないものと考えています。

なお、町では納税に関する折衝の機会を設けており、納付計画により納付が確認できたとき等については通常の有効期間の被保険者証の交付を行っています。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

納税に関する折衝の機会を設けるために必要なものと考えています。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書は、特別の事情があると認められる場合を除き、国保税の納期限から1年以上保険税の滞納が続く場合に、被保険者証を返還してもらった上で交付するものです。

資格証明書を交付することは、保険税の納付促進及び被保険者間の税負担の公平を図るためやむを得ないものと考えています。

なお、現在、資格証明書の交付対象者はいません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみ

や現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

委員の公募は行っていませんが、被保険者、保険医及び公益を代表する方から委員を選定し、適正な運営に努めているところです。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

公聴会は行っていませんが、国保運営協議会を通じて住民の意見をいただきながら、適正な運営に努めているところです。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

町では、特定健康診査の個別健診については、自己負担額を1,000円としています。が、集団健診については、自己負担額を無料として実施しています。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

現在、特定健診は毎年6月から10月までの間実施していますが、実施機関や医療機関の受入れ体制を考慮すると実施機関を延長することは難しいと考えています。

また、特定健康診査の項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）により定められていますが、平成30年度から集団健診においては貧血検査を追加項目としています。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

国民健康保険の保健事業における保健師の活用については、今後検討していきます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

関係法令や町個人情報条例等の遵守に基づき適切な情報管理に努めてまいります。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

資格証明書については高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう原則として交付しないことを基本的な方針としています。

短期保険証については、保険料の納付促進及び被保険者間の保険料負担の公平を保つために必要と考えており、納税相談等に応じない方に対し、通常は有効期間が1年のところ、有効期間が4か月の被保険者証を交付しています。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

保養施設に対する利用助成、人間ドックに対する助成、生活習慣病予防や重症化予防のための健康診査を実施しています。また、平成29年度から埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携して、歯科健診（健康長寿歯科健診）の結果を活用したフレイル対策及び生活習慣病重症化予防として医療機関未受診者に対する受診勧奨を実施しています。

なお、今年度からは、当町が埼玉県コバトン健康マイレージに参加することとなっております。後期高齢者医療制度の被保険者にも参加を促進します。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健康診査、がん検診及び埼玉県後期高齢者医療広域連合で実施する歯科検診（健康長寿歯科健診）については、無料で実施しています。

人間ドック助成につきましては、2万円を上限に助成しています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

概ね予想どおり推移しています。

- (2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。
地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

現行相当サービス以外のサービスは行っていません。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
(2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

現行相当サービス以外のサービスは行っていないため、継続利用となっています。単価については、国が定める単価を設定しています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

健康大学の開催、まつぶし出前講座の開催、けんこうクラブ活動の支援、シルバー人材センターへの支援、北部サービスセンターの設置、緊急時通報システムの整備、民生委員の近隣見守り活動、高齢者等配食サービス事業、高齢者福祉タクシー事業、避難行動要支援者名簿の整備、通所型サービス、訪問型サービス等を実施しています。

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

認知症サポーター養成講座や認知症フォーラムを開催し、理解促進を図っています。また、事業者や教育部門がオレンジカフェを運営しています。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

町内に定期巡回・随時対応型サービス事業所がないため、利用希望がある場合は、隣接市の事業所を区域外指定してサービスを提供しています。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護人材確保にして、町単独で計画している施策はありませんが、県や関係団体の実施している事業について周知してまいります。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

国からの情報を注視して適切に対応します。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

商工担当において、国や県が設置している労働相談の窓口や機関を周知、照会しています。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

第7期計画において、整備の予定はありませんが、平成30年に越谷市で、平成31年に三郷市、さいたま市などで特別養護老人ホームが事業を開始している状況にありますので、他市町村の施設への入所も念頭に、サービスの提供に努めます。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

介護保険制度は、国の法令のもと実施されており、松伏町においても法律や省令に基づき実施してまいります。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

基準に基づき、個別に判定します。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】

3,427,000円が交付され、地域支援事業費の財源に充当しました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】

未定です。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

要介護認定については、埼玉県と埼玉県医師会が共催する介護認定審査会研修会などを活用し、審査判定の適正化・平準化に努めています。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

第7期計画において、介護保険料を引き下げました。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

法により減免を行っており、町独自の制度は設けておりません。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

納付の相談を行い、合わせて給付制限などの介護保険制度についての説明と理解を求めることに重点を置き、滞納処分は実施していません。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

介護保険料の引き下げを図り、介護予防の推進と介護給付の適正化に取り組んでいくこととしており、計画どおり進捗しています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

介護保険制度におけるサービス費の応益負担の趣旨に則り、利用料の減免は行っていません。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

昨年度、地域包括支援センターで受けた相談は1件でした。深刻な相談があった場合は、県のマニュアルに従い対応します。虐待防止に有効な方策については、県のマニュアルでは、予防段階における対応として、相談窓口の設置と周知、啓発活動が示されています。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

関係機関や民間事業者と連携を密にして、グループホーム等への入所などの支援を行っているところです。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

入所の機能を持った施設の拠点を町で整備することは困難であると考えますので、関係機関や民間事業者と連携を密にして、グループホーム等への入所などの支援を行っているところです。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

入所の機能を持った施設の拠点を町で整備することは困難であると考えます。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

当事者の意見については、相談支援事業を通じできる限り対応をしていきたいと考えています。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

関係機関や民間事業者と連携を密にして、グループホーム等への入所などの相談支援を行っているところです。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

地域生活支援拠点については、第4期障害福祉計画の基本指針において、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することが基本とされましたが、全国的に進んでいないという状況にあります。

以上を踏まえ、本町では、多機能拠点整備のみならず、町内の障がい福祉サービス事業者を社会資源として捉え、それらを有機的に結合した面的整備、更に周辺自治体と共同での拠点整備など、様々な形態での拠点整備の可能性の検討を進めていきます。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

障害福祉サービスにある居宅介護や地域定着支援などの利用を推進し孤立化の予防対策を講じます。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者等の福祉医療制度については、県の制度に合せ、平成31年1月から所得制限を導入しました。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現物給付の広域化等は、検討していません。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

重度心身障がい者医療費支給事業の対象は、県の制度に合わせて身体障害者手帳1～3級、療育手帳○A、A、B、精神障害者保健福祉手帳1級の方、高齢者医療の確保に関する法律施行令別表各号の認定を受けた方を対象としています。また、町内の医療機関を受

診する際には、現物給付を行なっています。なお、手帳交付日時点での年齢が65歳以上の方は対象外です。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

現在、現行相当サービス以外のサービスは行っていないため、サポート事業の充実を検討していきます。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

現在、現行相当サービスを行っていません

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

現在、現行相当サービスを行っていません。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

埼玉県とは、生活サポート事業等について、機会に応じて対応していきたいと思えます。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

現在、当町においては、上記のうちタクシー券のみを実施しております。引き続き障がい福祉サービスの充実を検討していきます。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

名簿対象者は、関係機関と調整しながら松伏町名簿検討委員会で協議の上、決定します。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

町では、福祉避難所の設置予定施設として、耐震やバリアフリーの構造を有した「北部サービスセンター」と「ふれあいセンターかがやき」の2箇所を地域防災計画に位置付けています。また、社会福祉施設等への一時受入れも要請することとしております。

災害発生時は、一般避難所で自治体職員等が避難者の身体状態や介護などの状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者を決定し、福祉避難所の避難スペースの確保、スタッフの配置など受け入れ態勢が整った段階で福祉避難所を開設し、避難対象者を受け入れることとなります。

事前登録制については、今後の検討課題といたします。

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害時においては、避難所に限らず自宅で避難生活をする方もおられます。救援物資を自宅避難者まで届けることは困難ですが、避難所において受け取りをお願いするか、自治会や自主防災組織により届けるなど対応を検討してまいります。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

名簿の提供については、消防や警察、民生委員や社会福祉協議会など、避難支援関係者に提供することとしております。現在のところ民間団体への名簿の開示は考えておりません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

4月1日現在待機児童はありません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

平成31年度当初の入所状況は、0歳児18人、1歳児57人、2歳児78人、3歳児79人、4歳児89人、5歳児68人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

町内全ての保育所等において保育士等が確保されれば、松伏町子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制を確保できる見込みのため、新たな施設整備は予定しておりません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

保育所等において障がいやアレルギーがある児童の受入促進や健全育成が図られるよう、必要な経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し支援しています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、町内には認可外保育所は設置されていません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善については、国の基準に従って賃金改善ができるよう委託料や施設型給付費を支払っています。さらに、平成29年度から技能・経験を積んだ保育士等に係る人件費の加算が新たに創設されたので、私立保育園等に情報を周知及び活用するようにお

願いし、全施設の保育士等の賃金改善を図ったところです。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

世帯所得に応じた公定価格の設定により適切な軽減措置が行われるものと考えています。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

松伏町特定教育・保育施設等指導監査実施要綱を制定し、集団指導として研修を開催するとともに、施設の立入検査である実地指導を実施し、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を諮っています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

全ての子どもや子育て家庭に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう松伏町子ども・子育て支援事業計画を策定し、保育に格差が生じないように必要な支援を実施しています。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

当町では、学童保育の利用を希望する全ての児童が学童保育の利用ができています。

また、すべての学童クラブにおいて、松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、一の支援単位を構成する児童の数は概ね40人とし、支援の単位毎に適切な訓練・研修を受けた支援員2名以上、更には補助員を配置しています。児童

1人当たりの専用区画の面積は、1.65㎡以上を確保し、適正規模で学童保育を運営しています。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

放課後児童支援員等処遇改善事業については、補助要件を満たしていないため実施予定はありません。また、放課後児童保育運営事業は、指定管理と委託により実施しているところですが、指定管理者と委託事業者には、平成29年度から創設された放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業等の情報を提供しています。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

当町では、松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、学童クラブを設置・運営しています。また、埼玉県では、国の基準より厳しい放課後児童クラブガイドラインを定め、学童クラブの設備・運営の望ましい基準を示しています。今後も国又は県の基準に基づき、学童クラブを利用する児童の健全育成が図られるよう、学童クラブの設備・運営の向上に努めます。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

松伏町で高校生を対象に医療費を助成した場合、給付費及び人件費等も合わせると1,000万円以上の財源を毎年度確保する必要があります。当町では、平成24年10月から町独自の財源で小中学生の医療費の助成を行っています。さらなる拡大につきましては、慎重に検討していきたいと考えます。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

県基準の拡大については、埼玉県町村会を通じ要望しています。今後も機会あるごとに要請を行っていきます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

生活保護制度の実施機関は、埼玉県中央福祉事務所になります。生活に困窮した方からの相談が税務課や住民ほけん課にあった場合は、いきいき福祉課と連携し、生活保護に該当する可能性がある場合は、速やかに実施機関である埼玉県中央福祉事務所に引継ぎを行っています。

また、「生活保護のしおり」は、県から提供されたものをいきいき福祉課前のラックに備えています。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

生活保護制度の実施機関は、埼玉県中央福祉事務所になっています。町は県と協力し、生活保護制度が理解されるよう周知していきます。

2. 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

生活保護制度の実施機関は、埼玉県中央福祉事務所になります。申請や調査は埼玉県中央福祉事務所が行っています。町は相談を受けるのですが、生活保護に該当する可能性がある場合は、速やかに実施機関である県に引継ぎを行っています。

3. 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい

書式に変えてください。

【回答】

生活保護制度の実施機関は、埼玉県中央福祉事務所になります。保護決定・変更通知書は県が生活保護法による保護について通知をしています。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと思います。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

生活保護制度の実施機関は、埼玉県中央福祉事務所になっています。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

松伏町は生活保護法にもとづく公的扶助以外に、援護施策は行っていません。埼玉県は平成22年4月1日に「生活保護世帯児童・生徒就学援助事業実施要綱」を定め、県内の実施機関において生活保護法による保護を受けている世帯に属する学校教育法による小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の健全な育成を図るために、児童及び生徒の属する世帯の自立助長を図るため、当該世帯の世帯主に対し、修学旅行に要する経費及び通学服等の買い替えに要する経費として援護金を支給しています。法外援護の周知については、県が実施機関になりますが、県の指示のもと行っていきます。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

助成制度の創設については、近隣市町の動向を踏まえ、町単独で要請するのではなく近隣市と連名で国や県に要請できるよう協力して進めていきたいと考えております。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

生活に困窮した方からの相談が税務課や住民ほけん課にあった場合は、いきいき福祉課と連携し、生活保護に該当する可能性がある場合は、速やかに実施機関である埼玉県中央福祉事務所に引継ぎを行っています。